

奈良県議会会議規則及び奈良県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

奈良県議会議長 上田 悟

奈良県議会規則第一号

奈良県議会会議規則及び奈良県議会傍聴規則の一部を改正する規則

(奈良県議会会議規則の一部改正)

第一条 奈良県議会会議規則(昭和三十一年十二月奈良県議会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項ただし書中「議決」を「議決により」に、「認めるときは」を「認めて会議に宣告することにより」に改め、同条第二項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第十四条第一項中「ともに」の下に「連署し、その他のものについては二人以上の賛成者とともに」を加える。

第十七条中「第百十五条の二」を「第百十五条の三」に改める。

第十八条中「決める」を「定める」に改め、同条ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第二十条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第二十一条中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第二十四条第一項中「第二十二条」の下に「(選挙の宣告)」を加える。

第二十六条中「終わった」を「終わった」に改める。

第二十七条第三項中「聞いて」を「聴いて」に改める。

第二十九条中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第三十四条第一項中「聞き」を「聴き」に改める。

第三十五条第一項中「が第五十九条第二項(少数意見の留保)」を「で第五十九条(少数意見の留保)第二項」に改める。

第三十六条及び第三十八条中「終わった」を「終わった」に改める。

第三十九条第二項中「終る」を「終わる」に改める。

第四十二条第一項中「すべて」を「全て」に改める。

第四十三条第一項中「すべて」を「全て」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第四十四条中「こえる」を「超える」に改める。

第四十八条中「終わった」を「終わった」に改め、同条ただし書中「終る」を「終わる」に改める。

第四十九条第一項中「終わった」を「終わった」に改め、同条第四項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第五十四条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条中「会議中」を「会期中」に、「取消す」を「取り消す」に改める。

第五十九条の二中「聞く」を「聴く」に改める。

第六十条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第六十三条第一項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第二項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第六十四条中「とる」を「採る」に改める。

第六十六条中「第二十八条第一項（選挙結果の報告）」を「第二十八条（選挙結果の報告）第一項」に改める。

第六十八条第一項中「はかる」を「諮る」に改め、同条第二項ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第六十九条第一項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第二項中「決める」を「定める」に、「とる」を「採る」に改め、同項ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改め、同条第三項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第九章の次に次の一章を加える。

第九章の二 公聴会及び参考人

（公聴会開催の手続）

第七十四条の二 会議において公聴会を開こうとするときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第七十四条の三 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならぬ。

（公述人の決定）

第七十四条の四 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（

以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議長が議会運営委員会に諮って定め、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）

第七十四条の五 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

（議員と公述人の質疑）

第七十四条の六 議員は、公述人に対し質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対し質疑をすることができない。

（代理人又は文書による意見の陳述）

第七十四条の七 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議長が特に許可した場合は、この限りでない。

（参考人）

第七十四条の八 会議において参考人の出席を求めようとするときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第七十四条の五（公述人の発言）、第七十四条の六（議員と公述人の質疑）及び第七十四条の七（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。

第七十七条第二項中「は、」を「の提出があつたときは、その旨」に、「はかつて」を「諮って」に改める。

第八十五条中「すべて」を「法又はこの規則に定めるもののほか、」に改め、同条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第八十六条第二項ただし書中「第七十六条第二項（秘密の保持）」を「第七十六条（秘密の保持）第二項」に改める。

第八十八条中「定める」を「決めた」に改める。

第八十九条の二中「かわつて」を「代わつて」に改める。

第九十二条第二項中「取消を」を「取消しを」に、「取消」を「取消し」に、「取消した」を「取り消した」に改める。

第九十三条の見出しを「(会議録署名議員)」に改める。

第九十六条の見出し中「に対する措置」を削り、同条中「疑義」を「施行に関し疑義が生じたとき」に改め、同条ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改める。

(奈良県議会傍聴規則の一部改正)

第二条 奈良県議会傍聴規則(昭和四十年四月奈良県議会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第九条中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。